豊中市地域包括支援センター運営基本方針

１．地域包括支援センター設置の目的

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスやインフォーマルな社会資源を高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。このため、地域の高齢者の心身の健康の保持、保健･福祉･医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置し、「地域包括ケアシステム・豊中モデル」の構築・推進を図る。

２．地域包括支援センターの基本機能

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の総合相談支援業務を実施する。

(2) 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う権利擁護業務を実施する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。

(4) 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業

介護保険法に規定する指定介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第１号介護予防支援事業に関するケアマネジメント業務を実施する。

(5) 一般介護予防事業を推進する取組み

① 地域の通いの場づくり支援

住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。自主グループの育成・活動支援を継続し、身近な地域における住民主体の多様な活動を支援する。

② 介護予防ネットワークの構築

地域包括支援センターの多様な活動と通いの場を連動させることによって、介護予防ネットワークの構築を推進する。また、高齢者がセルフケアとして、自らフォーマル・インフォーマルな地域資源の情報にアクセスでき、参加を選択できるようなネットワークを醸成する。

(6) 認知症地域支援・ケア向上事業

各地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員は、認知症初期集中支援チーム等と連携して、認知症ケアに関するネットワークの構築を図る。また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（「チームオレンジ」）を整備する。

(7) 在宅医療・介護連携推進事業への協力

虹ねっとの枠組を活かし、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた取り組みを行うとともに、市の在宅医療と介護の連携推進事業に参画する。

３．地域包括支援センターで行う事業の運営方針

(1) 介護事業者・医療機関・民生委員・校区福祉委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画の内容に基づき、日常生活圏域ごとに個別の取り組み計画を関係者と協働して策定する。個別の取り組み計画を基に取り組み内容の役割分担を行い、事業等の取り組み内容を通して関係者とのネットワークを構築する。

(2) 介護予防に係るケアマネジメント（第１号介護予防支援事業等）の実施方針

これまでの地域とのつながりを維持しながら、その有する能力に応じた柔軟な支援をすることで、自立に向けた意欲の向上につなげる。「したい」「できるようになりたい」生活行為について、ケアマネジメントの中で具体的に「目標」として設定され、これまでの日常生活に戻れるよう支援する。

(3) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

研修会や事例検討会等の開催による実践力向上支援、同行訪問やサービス担当者会議への出席等を通じた個別ケースに関するサポート、意見交換会等を通じた介護支援専門員同士のネットワーク構築支援など、介護保険事業者連絡会等と連携して取り組みを進めること。

(4) 地域ケア会議の運営方針

① 地域ケア会議を通して、認知症ケアに関するネットワーク、虹ねっとで構築した医療・介護ネットワーク、地域・人と人との結びつき・支援、民生委員、校区福祉委員、自治会等の活動や住まいとのネットワーク等を有機的につなぎ、多様な主体が双方向でつながりが持てるように、顔と顔の見える関係づくり行う。

② 地域ケア会議を通して、以下の取り組みを行う。

・地域の介護支援専門員の、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
・個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

(5) 豊中市との連携方針

① 豊中市と地域包括支援センターの連携のため、豊中市地域包括支援センター連絡協議会を設置し、必要な事項については設置されている各部会や会議等において協議を行う。

② 権利擁護業務の実施にあたっては、高齢者虐待対応マニュアルに基づき役割分担を行い、適切に行政権限を行使することを含めて、市は地域包括支援センターと連携する。

(6) 公正・中立性確保のための方針

地域包括支援センターが実施する介護予防支援業務及び第１号介護予防支援事業において、介護予防サービス提供事業者や介護予防支援の委託先が正当な理由なく偏ってはいけない。また、要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行わなければならない。

(7) 地域包括支援センターの評価・選定の方針

地域包括支援センターの業務内容の改善やサービスの質の向上につなげることを目的に、地域包括支援センターによる自己評価に加えて、地域包括支援センター運営協議会による外部評価を行う。また、地域包括支援センターの運営内容の透明化を図るため評価結果については公表する。

地域包括支援センターの委託期間を定め、委託期間満了後は公募により選定を行う。選定の際には委託期間中の評価結果を参考とする。

４．運営にあたっての留意事項

⑴ チームアプローチによる運営

① 地域包括支援センターの業務は、上記２⑴については保健師等、⑵については社会福祉士等、⑶については主任介護支援専門員等が主として担当することになるが、いずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携･協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に特に配慮するものとする。

② 「３．地域包括支援センターで行う事業の運営方針」に沿った事業計画を策定し、全職員の共通認識のもと、計画的に事業を実施するものとする。なお、事業計画の策定にあたっては、圏域の特色や現状、課題等を勘案し、具体的な計画を位置付けるよう配慮する。

⑵ 地域における様々な資源の活用

① 介護予防センターは、「市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例」に基づき地域包括ケアシステム構築の推進に資する介護予防事業を展開している。地域包括支援センターの運営にあたっては、介護予防センターの実施する介護予防事業と連携した取り組みを意識して、介護予防ネットワークの構築を行う。

② 地域包括支援センターの運営にあたっては、保健･福祉･医療の専門職やボランティア等さまざまな関係者がそれぞれの能力を活かしながら相互に連携することにより、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう、総合的なケアマネジメントを行う。

③ 地域包括支援センターが中心となり、こうした地域の様々な関係者と連携を図る場を設けるほか、市内の他の地域包括支援センターとの連携を図り、情報の共有化、事例の分析を行う等、地域包括支援センターの担当圏域を越えたネットワークの形成に努める。

⑶ 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営にあたっては、その方針について、豊中市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営の確保を図る。

⑷ 個人情報の取り扱いについて

地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意する。

① 地域包括支援センターにおける各事業の実施にあたり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることにかんがみ、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておく。

② 個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意する。

⑸ プライバシーの確保への配慮について

地域包括支援センターの運営上、相談内容等についてプライバシーを確保するため、次に掲げる事項に留意する。

① 相談者以外の市民や事業者が安易に相談内容を聞き取ることができないように、相談スペースを仕切るなどの工夫を行い、相談者に関する個人情報や相談内容が漏れることのないように配慮する。

② 訪問先などにおいても、聞き取りなどを行う際には可能な限りプライバシーを保てる場所を確保するなど、周囲に相談内容が漏れることのないように配慮する。

⑹ 苦情解決体制の整備について

① 地域包括支援センターにおける、苦情解決のための責任者をおき、苦情対応マニュアル等を整備し、適切に対応することのできる体制を整備する。

② 苦情が寄せられた場合には、マニュアル等に沿った対応を行い、適切に記録し保存するとともに、苦情内容を法人に報告する。

⑺ 職員の研修の機会の確保について

① 地域包括支援センターの運営にあたっては、その専門性から、常に職員のスキルアップを図ることが重要であることにかんがみ、あらかじめたてられた年間の研修計画に基づき、内部研修、外部研修ともに職員の研修を計画的に実施する。

② 研修の内容は、記録し保存するとともに、研修に参加していない職員にも知識の共有が図られるよう配慮する。

⑻ 記録の整備について

地域包括支援センターの業務は公共性の高い事業であり、記録の整備を適切に実施するとともに、支援内容や事業の実施内容については明確に記録に残し、保存する。

⑼ その他

相談窓口の設置や会議の開催などにあたっては、感染症予防に配慮する。

附　則

この運営基本方針は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、平成 27 年（2015 年）1 月 1 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、平成 29 年（2017 年）12 月 1 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、令和 7 年（2025 年）6 月 10 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、令和 8 年（2026 年）2 月 17 日から実施する。

附　則

この運営基本方針は、令和 8 年（2026 年）6 月 23 日から実施する。